

HAPEE ハッピーメール MAIL

Hiroshima international Access and Promotion of Economic Exchange

発行：ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター 〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47
TEL：082-248-1400 FAX：082-242-8628

★ バックナンバーは産振構HP「拠点別レポート」から

三十年越しの夢の実現に向けて

国際賛助会員

盛川酒造株式会社

代表取締役 盛川 知則 氏



弊社は呉市安浦町で明治20年（1887年）の創業より地酒《白鷗 はくこう》、《沙羅双樹 さらそうじゅ》を醸造しております。

先代の急逝を受け、私が家業を継ぐ決心をしたのは平成元年のことです。全く異なる業界でサラリーマン生活を送っていた私は、いつか日本の文化を海外に伝える仕事をしたいと夢見ていました。そしてよく考えてみると、私が考えていたことは、私が家業である酒造業を継ぎ、日本酒を通じて日本文化を海外の人たちに伝えることと一致することに気づいたのです。そしてこの地に帰る決心をしました。

ところが、当時はまだ日本酒の輸出はほとんど行われておらず、輸出に関する情報さえ入手する術もなく、なにもできない状況でした。しかしここ数年来、日本食が世界遺産に登録され、日本食とともに日本酒が世界各地に輸出されるようになってきました。

私は、日本酒を日本の誇るべき文化の一つとしてとらえています。日本酒は日本人のココロに深く通じるものがあります。日本には美しい四季があり、日本人はそれぞれの四季を愛でながら、またあるときは戦いながらその自然と向き合ってきました。そこには、その四季に応じた日本酒がありました。春は花を愛でて酌み交わす花見酒、夏は菖蒲を浸して無病息災を願い、秋には月を見上げて月見酒、

そして冬には雪を見ながら雪見酒……。いかなるときにも日本酒は私たちの傍にありました。それは人生の中でも同じことが言えます。嬉しいとき、楽しいとき、そして悲しいときにも日本酒は日本人のココロに寄り添ってきました。

弊社が創業以来受け継いでいる言葉は『汲むほどに 味も香りも 深き酒』です。すなわち、日本酒の味と香りを主張しすぎることなく、食事とともに楽しめる酒造りをしていくことです。現在、杜氏を務める私の弟とともに、代々受け継がれている酒造りを国内・海外に向けて発信し続けていこうと考えています。

昨年の西日本豪雨の際は、弊社も酒蔵が浸水するという被害を受けました。電話回線は1週間通じず、周囲の道も寸断され、多くの皆様にご心配をおかけしました。その際、日本各地から、また海外からも多くの励ましのお言葉とお見舞いを頂き、従業員一同大変勇気づけられました。幸いボランティアの皆様のおかげで、10月の新酒の仕込みまでには蔵の清掃・消毒作業を終え、今春には無事製造を終えることができました。

引き続き、皆様のお気持ちにこたえるべく酒造りに精進してまいりたいと思います。この場をお借りしてご縁をいただいている皆様にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

CONTENTS

巻頭言	盛川酒造株式会社 代表取締役 盛川 知則 氏	三十年越しの夢の実現に向けて	1
海外 レポート	シンガポール	イノブフェスト・アンバウンド 2019 開催	2
	ホーチミン	ベトナムにおける人材派遣業・人材紹介業（その1）	3
	大連	「中国の大学入試「高考」について」	4
	バンコク	タイへの進出について（その1）	5
	チェンナイ	2019年インド予算案と税制改正の概要	6
	中国	中国ビジネスQ&A（上海市生活ゴミ管理条例について）	7
お知らせ	ハッピーからのお知らせ		8

イノブフェスト・アンバウンド 2019 開催

碓 知子

シンガポールが国を挙げて推進している、スマートネーション構想。ビッグデータやIoTなど最新ICT技術を駆使して、より便利な暮らしを実現するだけでなく、高齢化や交通などの現代社会が抱える問題のソリューションを生み出し、新たなビジネスを生み出すことを目指しています。そうしたスマートネーションを支える新技術やベンチャー企業が集まるイベント、イノブフェスト・アンバウンド 2019 が 6 月 27-28 日に開催されました。

※ スマートネーション構想：情報通信メディア（ICM）技術を国民の生活をより快適に、より豊かにしていくことを目指した国家のビジョン

＜スマートネーション週間＞

東南アジア最大級のイノベーションイベントであるイノブフェスト・アンバウンドは、スマートネーション推進の一貫として、情報通信省、情報通信メディア開発庁が実施している「スマートネーション週間」のアンカーイベント。この「スマートネーション週間」は 2017 年から開催されており、今回、6 月 24 日から 28 日に、イノブフェスト・アンバウンドの他に、政府関係者や国際機関、テクノロジー関連企業のスピーカーがデジタル情報の信頼性、今度のトレンドなどのディスカッションを行う「スマートネーションサミット」、デジタル時代に備えるための政策などを話し合う「ストレーツ・デジタルエクステンション」、世界各地の政府関係者と公共サービスのデジタル化などを話し合う「デジタル・ガバメントエクステンション」が開催されました。

＜第5世代（5G）移動通信システムの商用化＞

シンガポール政府は大型ビジネスイベントの場で、重要な政策を発表することが多いのですが、イノブフェスト・アンバウンドでは、情報通信メディア開発庁（IMDA）が、5G の研究に 4,000 万 S ドル（約 32 億円）を投じると発表し、来年の第 5 世代（5G）移動通信システムの商用化に向けて、本格的に動き出しています。また、港湾運営大手 PSA と共同で、年内にも港湾での実証実験を開始する計画となっています。実証実験は 1 年半にわたり、無人搬

送車（AGV）などを活用し、港湾関連作業の効率化を図ることが狙いです。

＜日本からもスタートアップ企業が参加＞

2017 年 6 月号のレポートでは、日本からの出展がないことを報告しましたが、今回は、イノブフェスト・アンバウンドでは、フィンテックとビジネス情報サービスのユーザベース、翻訳アプリの Kotozna、e-ラーニングアプリの soeasy など 24 社のスタートアップ企業が、ジェトロが運営する J-Startup Pavillion に参加。多くの来場者がブースを訪れ、ソリューションの説明を受けていました。

会場内のセミナーホールでは、各界の著名人やスタートアップ企業等 300 人以上ものスピーチがあり、日本からは、ジェトロの新留豊氏がスピーカーとして登壇されました。



【J-Startup Pavillion の様子】

5G 関連技術、サービス、フィンテック、人工知能（AI）、IoT と、技術はめまぐるしく進歩しています。日本にも多くの新規サービス、技術があるはずです。イノブフェスト・アンバウンドのような国際舞台で、他国の企業に引けをとらず、技術やサービスを紹介できる企業が出てきて欲しいと願っております。

ベトナムにおける人材派遣業・人材紹介業（その1）

石川 幸

＜はじめに＞

現在、ベトナムでは日系企業を対象とした人材紹介業などの進出数が増加してきており、人材派遣業及び人材紹介業が注目を浴びています。国民の平均年齢が30才程度と若く、豊富な労働力が内在するベトナムにおいてはなおさらといえます。

しかし、人材紹介業においては外資によるライセンス取得事例は存在しますが、人材派遣業については法令上明確に規定があるものの、依然、難易度は高い事業内容であるため、現状、外資によるライセンス取得事例は少ないものと思われます。

本稿では「その1」として人材派遣業について、次回は「その2」として人材紹介業について、それぞれ法令上と実務上の観点から解説をいたします。

＜根拠法令＞

人材派遣業の要件などを定める法令として、政令55/2013/ND-CP以下、「政令55」というがあり、ライセンス取得の要件や労働者派遣を利用できる業種などが規定されています。また、人材派遣の定義についても、政令55において明確に定義付けがなされています。それによると、人材派遣業者とは、労働契約に基づき労働者を雇用するが、直接その従業員を使用せず、他の使用者に対して期間を限定し労働力を供給するものである、と規定されています。

＜ライセンス取得の条件＞

政令55は、ライセンス取得の主要な条件を以下の様ように規定しています。

※ 10億ベトナムドン（VND）＝約465万円

- (1) 外資100%の場合
 - a 20億VND以上の金額を銀行へ預託していること。
 - b 20億VND以上の定款資本金を有すること。
 - c 期間2年以上の賃貸借契約を締結していること。
 - d 事業所のトップが労働派遣事業において3年以上の実務経験を有すること。
- (2) 内資との合併の場合

出資比率の規制はありませんが、上記(1)の条件に加え、次の条件も具備する必要があります。

 - a 出資者自身が労働派遣事業を営んでおり、資本金及び総資産額が100億VND以上存在すること。
 - b 出資者自身が労働派遣事業において5年以上の実務経験を有すること。

これらの要件は投資登録証明書（IRC：外資の場合にのみ必要）及び企業登録証明書（ERC：内資及び外資の場合に必要）の取得後、実際に事業を行うための運営ライセンス申請の際の条件として求められるものとなります。言い換えれば、ERCの発行日（すなわち、登記完了日）以降に、別途、運営ライセンスを取得しなければならないということにもなります。

す。このことからしても、人材派遣業のライセンスは、特に外資では取得が難しいものといえます。

＜許可業種＞

人材派遣を行うことができる業種は、以下の業種に限られています。このように限定されていることからしても、現状ハードルが高いものといえます。

翻訳、速記、秘書、総務支援、受付、ツアーガイド、営業支援、プロジェクト支援、製造システムのプログラミング、通信、テレビ設備の製造又は設置、建設用機械や製造用電気系統の運転、試験、修理、ビルや工場の清掃、文書編集、警備員やボディーガード、電話による営業、顧客サービス、経理税務対応、自動車修理、試験、工業デザイン、住居のインテリアデザイン、運転手

＜人材派遣が認められる目的＞

人材派遣は以下の目的の場合に限り認められます。

- (1) 特定の期間に労働力の需要が急増した場合において、その一時的な不足を補う場合
- (2) 産休、労働者災害等などの勤務期間の短縮による労働者の代替の場合
- (3) 職業及び技術レベルが高い労働力の必要性がある場合

＜人材派遣が認められる期間＞

人材派遣を行う期間を限定するという趣旨から、人材派遣の期間は最長1年と規定されている点には留意が必要となります。

＜まとめ＞

上述してきましたとおり、人材派遣業においては政令55において規定があります。しかし、特に外資企業に対する当局からのチェックは厳格に行われる傾向が顕著なため、外資の場合は、ライセンス取得の条件を全て具備することは難しいのが現状といえます。また、仮に要件を具備できたとしても、最終的なライセンス認可の可否は、当局担当者の裁量判断に委ねられる以上、人材派遣業を外資により行うことは難しいのが現状といえます。しかしながら、人材派遣事業は需要の高い事業内容であることには疑いなく、また、現在、脚光を浴びていることも否定できませんので、様々な条件付き事業が外資へ開放されつつある現状の流れの中で、今後は人材派遣事業を行う外資企業も増加していくものと思われます。

今後、人材派遣事業における法改正の動向や実務運用には注視が必要です。人材派遣業のライセンス取得を希望される場合には、法令の実情や実務に精通した専門家への事前のご相談をお勧めいたします。

「中国の大学入試「高考」について」

趙 万利

今年も大連では6月7日、8日に中国大学統一入学試験（以下、高考という）が行われました。近年、日本のメディアでも取り上げられるようになり、「中国の大学入試センター試験」としてご存知の方も多いのではないのでしょうか。実は中国の入学シーズンは欧米と同じ9月です。以前の「高考」は7月に行われていたのですが、真夏の暑さが学生たちの負担になるという理由から、6月に変更されたという経緯があります。この「高考」の二日間は大連の街の雰囲気が変わります。試験会場付近にはパトカーが出動し、受験者が遅刻しないよう交通整理を行います。また、タクシーは受験者の乗車を優先させたり、会場付近での車のクラクションを禁止するよう呼び掛けたりと受験者に対する特別な配慮がなされます。

＜高考の規模と中国の大学事情＞

今年の「高考」は全国で1031万人の学生が受験しました。日本のセンター試験の受験者は約50万人。アメリカのSATやACTの受験者は約160万人なので、「高考」の規模の大きさが想像できると思います。次に、中国の大学事情ですが、北京大学、清華大学、復旦大学、大連理工大学といった人気の高い有名・名門校の多くが国公立大学に集中しています。また、政府から権威ある大学として認められた「国家重点大学」は88校のみ。AO入試や推薦入試の枠はとても少なく、「国内の数学オリンピックで優勝した」、「スポーツの国際大会で上位の成績を残した」といった学生が対象となっており、一般の学生に縁遠いものです。

* SAT (Scholastic Assessment Test) や ACT (American College Testing Program) はアメリカの大学進学希望者を対象とした共通試験。受験する大学にどちらか一方の試験結果を提出する。



【国家重点大学の大連理工大学正面より】

＜高等教育の大衆化へ＞

近年、「高考」の受験者数は減少傾向にあり、2007年に初めて1000万人を超え、2008年の1050万人がピークでした。その後は900万人台を維持し、今年1031万人まで戻りました。また年々、合格率が増加しており、2018年は81.1%でした。教育関連シンクタンクの教育科学研究所は「高等教育の大衆化」と称しました。しかし、「国家重点大学」などの名門校の人気は依然として高く、学生たちにとっては狭き門であることには違いありません。



【大連理工大学と大連の街並み】

＜海外留学という新しい選択肢＞

一方、海外留学を選択する学生は増えており、2018年に海外留学を決めた学生は66.2万人と発表されました。これは前年と比較すると8.8%も増加しました。また、「高考を辞退した学生も増えており、北京市だけで3万人。全国では数十万はいる」という報道も目にします。少しずつですが「高考至上主義」という考え方が変化し、「高考」以外の道もあると考える人が増えているのかもしれませんが。高考も1952年から始まり（一時休止時期あり）、長い歴史を持ちますが、近年、中国政府は社会規範や価値観などが反映され、基礎教育、職業教育も含み、改革を推進すべきであるとされています。「高考」の厳しさだけでなく、今後の中国の教育改革にも注目していきたいと思います。

タイへの進出について（その1）

辻本 浩一郎

タイへの進出に関して、2回に分け、今回は、外資規制とBOI（Board of Investment：タイ国投資委員会）投資奨励制度についてお話させていただきます。

＜外資規制＞

タイ進出を検討されるに際し、まず認識いただきたいのが、タイには外資規制があるということです。

規制業種を、43業種に分け、これらの業種への外国企業の参入を規制しています。規制業種に「サービス」がありますが、原則的に、サービス業はタイ資本51%以上が必要なので、タイ人もしくはタイ地場企業のパートナーが必要となります。その点をご注意していただきたいと思います。（サービス業：卸売・小売業、ホテル業、飲食業、観光業、エンジニアリングサービスなど）

一方において、製造業、輸出業、BOIの認可を受けた事業、外国事業ライセンスを取得した事業の遂行については、外資100%での実行が可能です。

しかしながら、外資規制にも一部例外があり、たとえば、登録・払込資本金額が1億バーツ以上の外国企業は、卸売業もしくは小売業もしくは仲介業の遂行が可能となります。卸売業と小売業の双方を外国企業として遂行するためには登録・払込資本金額が2億バーツ以上必要となります。

また、省令で定める業種を除くサービス業とされていますが、目下、当該省令は発令されていないため、現状は案件毎に外国事業委員会が認可を出しています。例えば、自社製造製品のメンテナンスや修理業、海外に所在する資本関係25%以上の関連会社からの物品の輸入・卸売業、海外の関連会社への貸付業などがあります。

※ 1バーツ＝約3.5円

＜BOI 投資奨励制度について＞

続いて、タイ進出・投資するに当たり、一つの枠組み／制度であるBOI投資奨励制度について説明します。

BOIとは投資政策の決定、投資案件の認可や恩典の付与を担うタイ工業省傘下の投資誘致機関で、タイの持続的な成長に寄与し、また競争力を高めるため外国投資を奨励する目的で作られた制度の一つです。

外資規制に該当する業種であってもBOIの認可を受けることで、外資／独資での進出、事業遂行が可能となります。

BOIが奨励促進している業種は、第1類から第8類までの125業種あり、事業の重要度によりA1グループからA4グループ、B1／B2グループに分類されています。

第1類	農業および農作物
第2類	鉱業、セラミックス、基礎金属
第3類	軽工業
第4類	金属製品、機械、運輸機器
第5類	電子・電気機械
第6類	化学、紙、プラスチック
第7類	サービスおよび公共事業
第8類	技術・イノベーション開発

A1	国の競争力を高める事業
A2	国の発展に貢献する事業
A3	国の発展にとって重要な事業
A4	サプライチェーンを強化する事業
B1／B2	バリューチェーンにとって重要な裾野事業

BOIは上記のグループや業種毎に様々な恩典を付与しています。業種やグループ毎に条件や内容が異なりますが、法人税の免除、BOI事業で使用する機械・設備の輸入関税の免除、輸出入原材料や部品の輸入関税の免除、その他、ビザや労働許可証の容易な取得、土地が所有できるなどの恩典があります。

申請の所要期間は、申請準備から申請～認可まで、約5か月程度となります。

BOI制度については、従来は製造業による申請が主流でしたが、昨今は、関連会社向けのサポート、トレーディング、エンジニアリングサービスなどの業種で申請する企業も増えています。今回は、東部経済回廊（eastern Economic Corridor（EEC）、タイランド4.0、直近の規制監査事例についてお話させていただきます。

2019年インド予算案と税制改正の概要

田中 啓介

<モディ首相の再選>

インド下院選（545議席）の開票が2019年5月23日に一斉に行われ、モディ首相率いるインド人民党（BJP）が単独過半数（303議席）を獲得し、政権2期目が発足しました。有権者約9億人を誇る世界最大の民主主義国家であり、投票は7回に分けて実施され、今回の投票率は67.1%と過去最高となりました。モディ氏1期目の5年間で高額紙幣の刷廃や GST 新税制の導入などの改革を進めてきた上、7%前後の高い経済成長率を維持してきた実績が評価されたこととなります。第二次政権である今後の5年間に大きな期待が寄せられています。



【インド下院選の開票結果】

<2019年インド予算案と税制改正>

上述の再選を受けて、2019年7月5日にインドのモディ首相2期目初めてとなるインド予算案が発表されました。今回は予算案の概要と日系企業や日本人に影響がある可能性のある税制改正の概要について簡単にご紹介したいと思います。

今回の予算案では下記のとおり今後10年間のビジョン10個が発表されました。

1. 物理的な、そして、社会的インフラ
2. デジタルインディア
3. ポリューションフリーインディア
4. メークインインディア
5. 水質管理と河川浄化
6. 海洋開発
7. 宇宙開発
8. 食料の自給と輸出
9. 健康的な社会
10. 国民がー丸となる「チームインディア」と最小政府による最大統治

毎年の予算案で外国企業が注目する外資規制については、（1）航空やアニメーション等を含むメディア、保険分野における規制緩和、（2）保険仲介業の100%外資出資認可、（3）単一ブランド

の小売業に課されているインド地場企業からの調達要件の緩和、が発表されました。

税制改正については、まず法人税の軽減税率の適用基準が、従来の年間売上高25億ルピー以下から40億ルピー以下に引き上げられ、中堅中小企業にとっては法人税減税の恩恵を受けられる企業が増えることとなりそうです。一方で、個人所得税については納税者に一律で適用される基礎所得控除額が40,000ルピーから50,000ルピーに引き上げられ、また、住宅ローンや電気自動車（EV）の自動車ローンにかかる支払利息の所得控除限度枠が引き上げられています。電気自動車についてはGST（消費税）税率も12%から5%に減税となり、電気自動車の購買を促す優遇税制が拡大されたこととなります。しかしながら、課税所得が2,000万ルピーを超える富裕層に対するサーチャージ（追加税率）は15%から25%へ（実効税率39.00%）引き上げられ、5,000万ルピー超の場合にはさらに15%から37%（実効税率42.74%）へと引き上げられたことにより、高所得者にとっては、大幅な増税改正となりました。また、高額紙幣廃止に端を発したブラックマネーの撲滅や、現金取引の抑制、そして、電子マネーの普及への流れを汲み、1,000万ルピー超の現金引き出しについては金融機関に対して2%のTDS（源泉所得税）の控除義務を課す、という他国に類を見ない新しい徴税方式も提案されました。2017年に新しく導入されたGST（Goods and Service Tax）については、これまで数多くの通達が発表され、課税対象者や申告用フォーマット、申告期限などのアップデートを繰り返してきましたが、今回の予算案でも2019年10月からGST申告用の新フォーマットGST ANX-1の導入や、GSTポータルからの電子請求書（e-Tax Invoice）発行プロセスの導入、さらに、55万ルピー以上の物品輸送に必要とされるE-Way Billが2020年1月からはオンライン上で電子請求書と連携されることが予定されるなど、GST税制の改正も引き続き実施される見込みです。

また、インド経済をけん引するスタートアップに対する優遇税制も発表されています。例えば、住居を売却したことにより得たキャピタルゲインに対して、スタートアップへ投資することを条件に当該キャピタルゲインを免税とする優遇税制が2021年まで延期されたり、従前より問題になっていたエンジェル税（Angel Tax）課税に対する税務調査対象者の緩和、また、一定の条件を満たすスタートアップについての繰越欠損金の繰越可能範囲について緩和がされる旨の提案もされています。

Q

7月1日から上海市で「ゴミの分別」が始まったとニュースで知りました。その後、ゴミの分別はスムーズに行われているのでしょうか？また、私たち外国人が上海に出張したときに影響があるのでしょうか？状況を詳しく教えてください

A

「上海市生活ゴミ管理条例」については、今年のハッピーメール4月号でも取り上げましたが、上海市では2019年7月1日（月）から、ゴミ分別に関する新条例「上海市生活ゴミ管理条例」が正式に施行されました。

この条例は、中国国内で初めて「ゴミ分別」に対して罰則が定められた条例であり、市民からは「中国史上最も厳しいごみ分類の規定」と言われています。理由としては、法人も個人も違反をすると厳しく処罰され、罰金も科されるからです。

同条例の施行日である7月1日から状況を辿ってみると、7月1日の施行初日には上海市内の都市管理法執行人員約3,600人が出勤し、住宅地1,588カ所、企業・事業機関406社、業者1,853社、ホテル21軒に立ち入り検査を行いました。そして同日だけで是正勧告書を623枚交付され、違法行為も20件（「分類が不十分」：17件、「分別収集容器の未設置」：3件）ありました。

■是正勧告書・違法行為は罰金の対象

条例によると、指導に従わず、分別収集容器が未設置である場合は500～5,000元（約8,000～8万円、1元＝約16円）の罰金が科されます。さらに、分類しない状態が改善されない場合には、その企業には5,000～5万元（8万～80万円）の罰金が適用され、個人には50～200元（800～3,200円）の罰金が科されます。

上海市城市管理行政执法局は、初日から1週間のうちに17,800人の都市管理法執行人員を動員し、9,600回の法律執行検査を行いました。是正勧告は3,500件を超え、初日から1週間の間で合計199枚の罰金伝票を発行しています。たかがゴミの分別ではありますが、実際に罰金を科されている市民がいると思うと、今回の条例が如何に厳しいかが伝わってきます。

■出張者・旅行者も注意

この条例は上海市に居住している市民だけでなく、外国人旅行客も条例の対象となるので注意が必要です。出張や旅行などで上海を訪れた際に、ゴミの分別を怠ると最悪罰金を科される可能性があります。

そこで、おさらいとして、この機会にもう一度上海市でのごみの分別の仕方を説明します。ゴミは必ず以下の4種類に分別しなければいけません。

- ①湿ったゴミ（消費期限切れの食品、残飯、果物の皮、植物、漢方薬のカス、腐敗しやすいものなど）
- ②リサイクルゴミ（古紙、プラスチック、ガラス製品、金属などリサイクル可能な生活廃棄物）
- ③有害ゴミ（電池、蛍光灯、薬品、ペンキや容器など人体の健康や自然環境に害を与える生活廃棄物）
- ④乾燥ゴミ（上記以外の生活廃棄物）

さらに、同条例により、上海市のホテルではアメニティグッズの提供を制限しています。今まで宿泊施設が無料で提供していた使い捨ての歯ブラシ、クシ、スポンジ、ひげ剃り、爪切り、靴拭きなどの備品は、ホテル側が自ら進んで提供しないようになりました。そのため、必要なものは各自持参するか上海にて調達する必要があります。ホテルだけでなく、飲食サービスの提供者や、飲食配達サービスの提供者も、使い捨てのお箸、スプーンなどの食器を積極的に提供することができなくなりました。

■条例公布の背景

なぜ、上海市がこれほどゴミ問題に対して厳しい条例を公布したのか。それには同市が長年抱えるゴミ問題が大きく関係しています。2018年に、上海市が生み出したゴミの量は、1日当たり2.6万トン、年間では900万トンを超えており、環境問題の改善や資源の節約は上海市にとって喫緊の課題となっています。

同条例は施行されてまだ日は短いため、上海市民の間では戸惑いの声も見受けられますが、中国を代表する国際都市としても、「綺麗な街」を世界にアピールする必要があります。今後、ここ上海が市民の努力により、さらに綺麗な街へと変貌していくことを願っています。

広島県内企業の皆さんも、出張や旅行で上海を訪れる際には、同条例を思い出していただき、ゴミの分別やアメニティグッズ、割り箸やスプーンの持参など注意を払ってください。

本質問について詳しく知りたい方、具体的なご相談があれば、ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センター、もしくは広島上海事務所までお問い合わせください。

ハッピーからのお知らせ

いずれも同封のチラシをご参照ください

「中国ビジネスセミナー」

～進化する市場、加速するイノベーション～

**参加
無料**

■日時 令和元年8月22日(木) 13:30～16:00

■場所 広島県情報プラザ（広島市中区千田町3丁目7-47）2階

■定員 40名 ■参加料 無料

【内容】【第1部】＜中国越境ECの概要及び(株)メイクが提供する
越境EC関連サービスについて＞

講師 (株)メイク 事業開発室室長 石原 高陽 氏

【第2部】＜中国の凄みを検証する～進化するビジネス
最前線と最新事情～＞

講師 桜葉コンサルティング(株) 代表取締役社長 遠藤 誠 氏

“国際賛助会員の集い” & 留学生との交流の場

今年も会員相互のビジネスネットワークを広げていただく場として、また当日開催の
セミナー講師、留学生との交流の場として開催いたします。

■広島会場 令和元年8月26日(月) 17:40～19:30（リーガロイヤルホテル広島）

■福山会場 令和元年8月27日(火) 17:15～18:45（福山商工会議所1階喫茶）

【ゲスト】・BTD Japan 代表・公益財団法人ひろしま産業振興機構ハノイビジネスサポーター 中川良一氏

ほか「海外進出セミナー」講師の方：下段参照

・県内在住の「外国人留学生」のみなさん

留学生との本音インタビューコーナー
好評のため、今年もやります！

「FSMA 理解促進とFDA 査察対応講座」

～ 米国向け食品輸出 問題解決とそのルール ～

■日時 令和元年8月28日(水) 9:30～17:00

■場所 広島県情報プラザ2階
（広島市中区千田町3丁目7-47）

■定員 40名

■参加費 ひろしま産業振興機構国際賛助会員 1万円・一般 2万円／一人

■対象 米国への輸出に取り組む広島県内の食品の製造、加工事業者

**米国向け食品輸出に取り組む
企業様、必見!!!**

FSMA や FDA 査察対応に精通した講師を広島にお迎えし、

“米国向けに食品を輸出する際のルール理解と問題解決のための講座”です!!!